

岡田事務所通信

平成 27 年 8 月号 (第 120 号)

社会保険労務士法人岡田事務所

〒080-2471 帯広市西 21 条南 2 丁目 21 番 13 号

TEL : 0155-33-5535 FAX : 0155-33-5604

E-mail : support@office-okada.jp

URL : <http://www.office-okada.jp/>

最低賃金引き上げ 北海道は 16 円目安

中央最低賃金審議会は、2015 年度の地域別最低賃金の目安について、全国平均で 18 円引き上げとすることを決めました。最低賃金の目安を時給で示すようになった 2002 年度以降、最大の上げ幅となっています。北海道は 16 円の引き上げ目安としており、このまま反映されれば現在の 748 円から 764 円となります。

「残業代ゼロ法案」今国会での成立を断念

政府、与党は、所得の高い一部の労働者を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」創設を柱とする労働基準法改正案の今国会での成立を断念しました。秋の臨時国会での成立を目指しますが、臨時国会は短期になる可能性があり、改正案の成立は来年の通常国会以降に持ち越される公算が大きいといえます。

改正案は 4 月に閣議決定され、今国会に提出されましたが、6 月に発覚した日本年金機構による年金情報流出問題に関する審議や安保法案の衆院強行採決による国会審議の中断などが重なり、まだ審議入りしていませんでした。

「セクハラで自殺」サイゼリヤを提訴 女性店員の遺族

ファミリーレストラン「サイゼリヤ」の 20 代の女性店員が昨年 12 月に自殺したのは、上司だった男性副店長(29)によるセクハラやストーカー行為が原因だと、遺族が副店長や同社などに計約 9800 万円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こしました。

訴状によりますと、女性は 2013 年 11 月に関東地方の店舗で契約社員になった直後から、副店長に体を触られるなどのセクハラや、勤務が重なるようにシフトを組まれるなどのストーカー行為を受けました。副店長は繰り返し女性の自宅を訪れるようになり、苦しめた女性は自宅ベランダで首をつって自殺したということです。原告側はセクハラを放置した店長や会社も安全配慮義務を怠ったと主張しています。

マタハラ、6 人に 1 人が経験

職場でのマタニティーハラスメント(マタハラ)について、生命保険コンサルタント会社が妊娠・出産経験のある女性 500 人を対象に調査した結果、6 人に 1 人に当たる 16%がマタハラを受けたことが分かりました。解雇を切り出されたり、心ない言葉を言われたりしたとの回答が目立ち、現場での被害の一端がうかがえたとのことです。

調査したのは、保険ショップ「保険クリニック」を運営する「アイリックコーポレーション」(東京)で担当者は「まずは職場で身近にいる人の理解と配慮が必要」としています。

内容は「解雇や契約打ち切りの話をされた」が 41%で最も多く、次いで「心ない言葉を言われた」が 30%、「立ち仕事や重労働をさせられた」が 13%でした。他に担当業務の変更や降格、異動をさせられたと答えた人もいました。嫌だったことを自由記述で聞くと、「妊婦と一緒に仕事は負担だ」「つわりは病気ではないから仕事をしなさい」などと言われたとの回答や、周りでたばこを吸われたとの答えがありました。

一方、妊娠中の職場環境について対象 500 人に複数回答で聞くと、43%が重労働の免除などの配慮が何もなかったとし、8 時間以上の勤務を続けた人は半数を超えました。



- 支笏湖 (千歳市) -

◆ ご存知ですか？ ◆

【傷病手当金】

傷病手当金とは健康保険(協会けんぽ)の被保険者が業務外の病気や怪我のため、就労ができず、かつその間会社から賃金の支払いがない場合、休業4日目から国より支給される給付金です。給付される金額は健康保険の標準報酬日額の3分の2となっており、支給開始日から暦日数で1年6ヵ月間を限度として支給されます。療養による就労の可否についての判断は通常医療機関で行われ、入院期間のみならず自宅療養期間でも就労不能が認められれば、受給が可能となります。(業務上の怪我等については労災保険が適用となります)

事務所より

十勝にも短い夏が訪れ、連日厳しい暑さが続いています。今年は本格的な夏の到来までにそれほど暑い日が多かったので、夏の訪れが待ち遠しかった気持ちもありますが、やはり猛暑が続くと、ちょっと気持ちもだれてきますね。それでも十勝の夏ならではのイベントも目白押しですので、短い夏を目一杯楽しみたいものですね。

日本生産性本部と日本経済青年協議会が発表した2015年度新入社員の「働くことの意識」調査結果によりますと、「人並みに働けば十分」が53.5%と過去最高(前年度52.5%)となり、「人並み以上に働きたい」は前年度を1.3ポイント下回り38.8%となり、働き方のほどほど志向が強まっていると分析しています。この結果をどう見るかはそれぞれの立場によっても変わってくるかと思いますが、ワークライフバランスという言葉が浸透する中、仕事は無理のない範囲でこなし、プライベートを充実させたいという最近の社員の意向が示されているかと思いますが、経営者側にとってはその意識を汲み取りつつ、余暇に対するケアはもちろんですが、仕事に対しての意欲を上げさせる方策も当然必要となってくるかと思っています。

業務内容

社会保険労務士業務

- ・労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・各種助成金・給付金等の申請
- ・人事・労務管理に関する相談・指導
- ・給与計算
- ・年金の相談・請求
- ・その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出、帳簿書類の作成

行政書士業務

- ・建設業許可申請手続
- ・建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・指名競争入札資格審査申請手続
- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・法人設立関係書類作成手続
- ・その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

社内におけるパワハラ、いじめ等のトラブルが引き続き多くなっています。社内においてパワハラやいじめが起きている場合、個人間の問題とはいえ会社も管理責任を問われることがあります。又、パワハラ問題は当事者間のみならず社内全体に大きな悪影響を与えます。経営者側がパワハラについての問題意識をしっかりと持ち、予防を行うとともにパワハラ発生時には迅速な対応を行う事が重要といえます。

